

平成30年7月豪雨で被災された皆様が医療機関等で受診する際の  
窓口での一部負担金等の支払猶予期間の延長について

平成30年11月1日

このたびの平成30年7月豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当共済組合では、平成30年7月豪雨で被災された地域にお住いの組合員又は被扶養者の方が、以下のいずれかに該当する場合は、医療機関等での一部負担金等の支払が猶予されています。

この猶予の措置については、平成30年10月末日までであったものが、この度、平成31年2月末日まで延長されましたのでお知らせします。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

手続の詳細につきましては、こちら [「医療機関等への受診に関する手続等につきまして」](#) をご覧ください。

また、組合員等の皆様が非常災害で住居や家財に損害を受けたときは「災害見舞金」が給付されます。詳細につきましては、こちら [「災害にあったとき」](#) をご覧ください。